

今こそ、法人事業税の改革を！

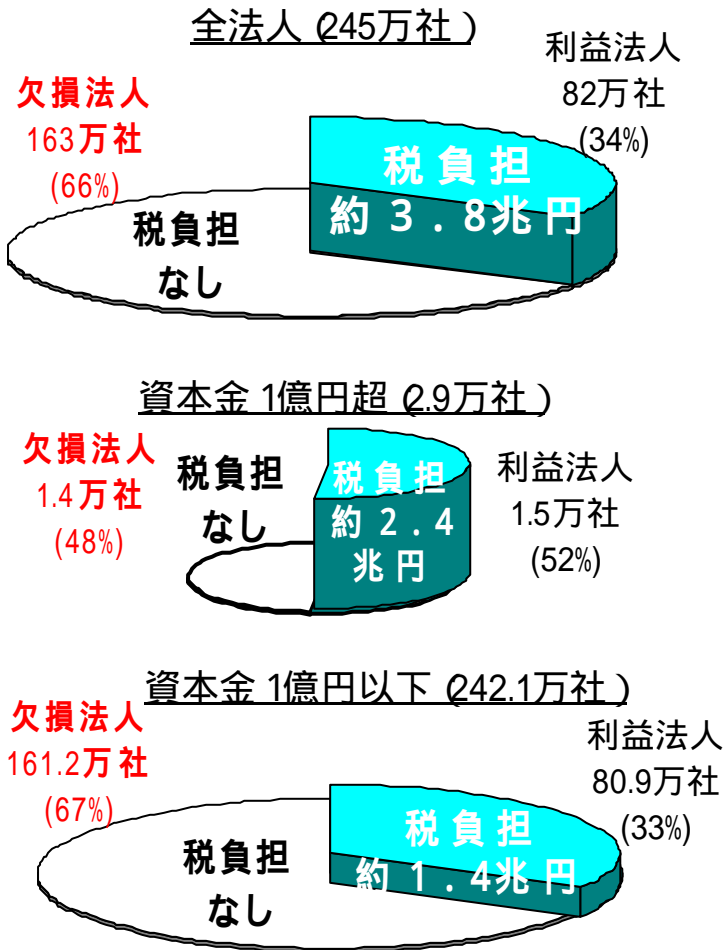
1. 改革の趣旨

事業規模に応じて薄く広く公平に
 受益に応じた負担を求める税に
 安定的な行政サービスの提供のために
 努力した企業が報われる税制に

【税負担の公平性の確保】
 【応益課税としての税の性格の明確化】
 【地方分権を支える基幹税の安定化】
 【経済の活性化、経済構造改革の促進】

利益法人及び欠損法人の状況

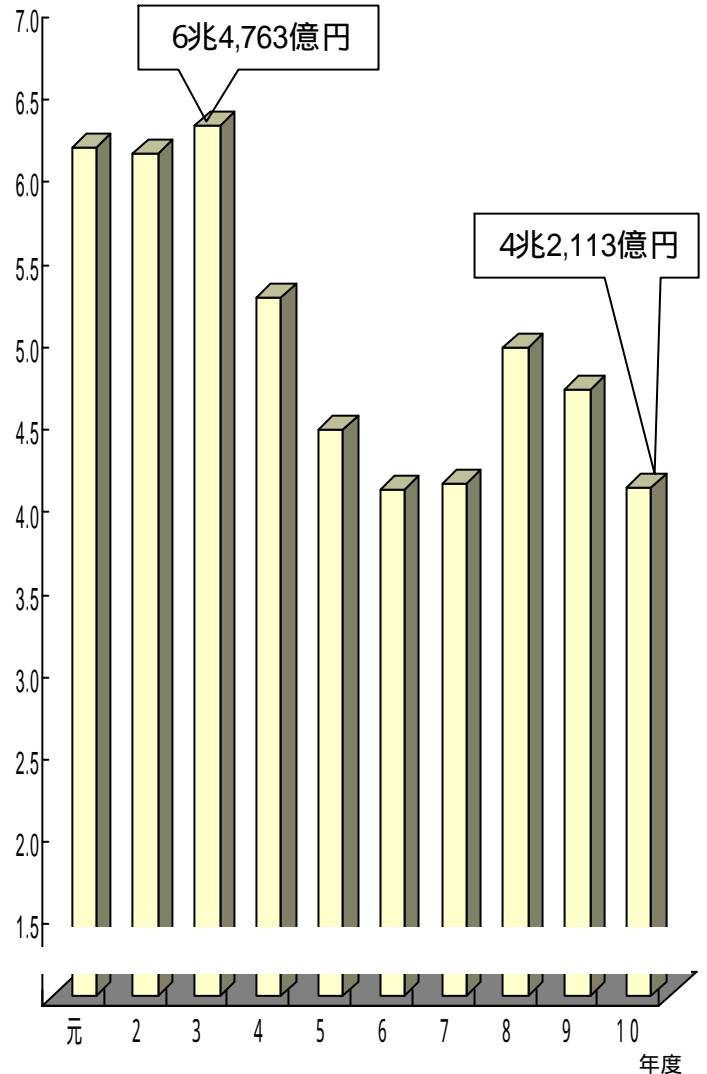
(平成10年度所得課税法人分)



法人数には、特別法人等は含まない。

法人事業税収の推移

税収 (単位: 兆円)



2. 改革のポイント

法人事業税のうち所得が課税標準とされているものについて、
 所得基準と外形基準を2分の1ずつ併用する課税方式とする。
 (この結果、所得に係る税率は2分の1 (9.6% 4.8%) に引き下げられる。)

3. 課税の仕組み

$$\text{法人事業税額} = \text{所得基準による税額} + \text{外形基準による税額}$$

(1) 課税標準

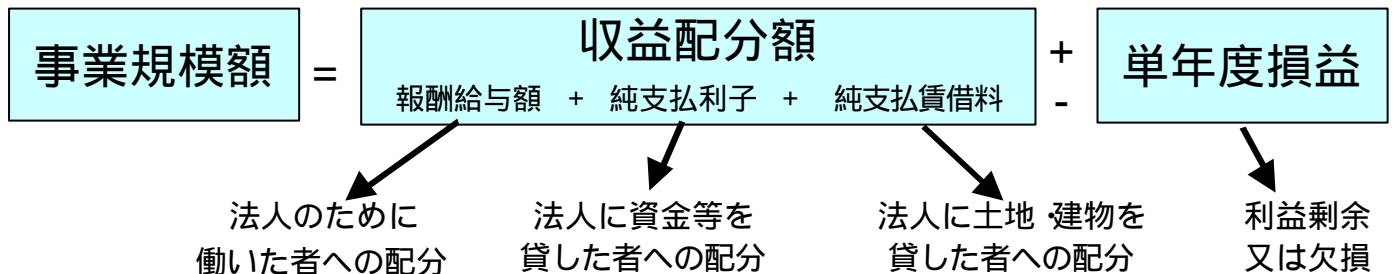
所得基準による課税

現行どおり「所得」を課税標準とする。

外形基準による課税

法人の事業活動の規模を表す「事業規模額」を課税標準とする。

資本金1,000万円未満の法人については、事業規模額または「簡易事業規模額」(年480万円、税額にして年4.8万円)のいずれかを選択できる。



単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除

課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

(2) 標準税率

所得基準 (現行の1/2として設定)	外形基準
4.8%	1.6%
〔 年400万円超800万円以下の所得 3.7% 〕 〔 年400万円以下の所得 2.5% 〕	(中小法人は1.0%)

〔 実施当初3年間については、外形基準の導入割合は1/4とする。 〕

所得基準 (現行の3/4として設定)	外形基準
7.2%	0.8%
〔 年400万円超800万円以下の所得 5.5% 〕 〔 年400万円以下の所得 3.8% 〕	(中小法人は0.5%)

(注) 中小法人とは、資本金1億円以下の普通法人であって、現行法人事業税において、所得が課税標準とされているものをいう。以下同じ。

4 . 改革に当たって配慮した事項

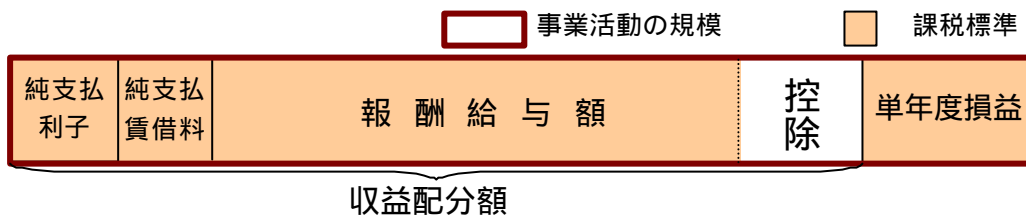
(1) 中小法人への配慮

- 中小法人に係る外形基準については、**税率を軽減**
- **資本金1,000万円未満の法人**については、**事業規模額**を算定することなく、『**簡易事業規模額**』を選択できる。(外形基準分の税額にして年4.8万円)

(2) 雇用への配慮【雇用安定控除】

「報酬給与額」が「収益配分額」の85%（中小法人にあっては70%）相当額を超える場合には、雇用安定控除として、「収益配分額」から一定額（雇用安定控除額）を控除する。


$$\text{雇用安定控除額} = \text{報酬給与額} - \{ \text{収益配分額} \times 85\% \text{ (中小法人にあっては70\%)} \}$$



(3) 企業再建・ベンチャーへの配慮

赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業のため、経営が軌道に乗ってから納税できるよう **新たな徴収猶予制度を創設** (一定の要件のもと、徴収を最長で6年間猶予できる。猶予した場合の延滞金は減免する。)

(4) 改革に伴う税負担変動の緩和

事業規模額による外形標準課税は**段階的に導入し**、税負担変動を緩和
外形基準の導入割合 実施当初3年間 1/4  4年目以降 1/2

5 . 適用期日等

平成13年度税制改正において制度化。

周知期間を置いた後、平成14年4月1日以後に開始する事業年度(中小法人にあっては平成16年4月1日以後に開始する事業年度)から適用。

収入金額課税法人については、現行制度を継続。

公益法人等及び特別法人については、「特殊法人等改革」の状況等を踏まえつつ、外形標準課税のあり方等についてすみやかに検討し、結論を得る。

6 . 税収に与える効果

本改革による最終的な効果を、平成12年度地方財政計画をもとに推計すれば、**法人事業税全体の税収額は約 4.0兆円** (中小法人も含め外形基準の導入割合1/2の場合)

(参考) 過去10年間の平均税収 約 4.4兆円

(超過課税分を除く平成元年度から平成10年度の平均。現行税率換算、物価補正後)

7 . 地方税法第72条の19 (条例により外形標準課税が導入できる特例)

事業規模額による外形標準課税が実施される法人については、**その実施以後は本特例の適用対象外となるよう、本条を改正**

8 . 本改革と法人所得課税との関係

本改革により外形標準課税が導入される部分は、法人所得課税 (法人税、法人住民税及び法人事業税) 全体のうちの一部のみ。

残りの大部分については、引き続き、赤字法人は負担しない。

現在、黒字法人のみが負担 約 18兆円 (平成10年度決算額)

法人税 (国)	法人住民税 【法人税割】 (県・市町村)	法人事業税 【所得課税分】 (県)
11.4兆円	2.6兆円	3.8兆円

改革後も、引き続き赤字法人は負担しない。

外形標準化される部分

法人にとっては、外形標準課税の導入により、これまで黒字の年度にまとめて負担していた事業税負担がよりなだらかに各年度に平準化されるもの

(注) 「事業規模額」等の課税標準等の名称については現時点での仮称であり、今後変更もあり得る。

外形標準課税の導入は、地方団体の総意です。

地方自治確立対策協議会

〔 全国知事会 全国都道府県議会議長会 全国市長会
全国市議会議長会 全国町村会 全国町村議会議長会 〕

このパンフレットは、平成12年11月に出示された自治省(現総務省)案をわかりやすく解説したものです。
なお、平成12年12月の政府税制調査会年度答申においては、「自治省案は、.....薄く・広く・公平な課税を
図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも望ましい」、「今後、この自治省案に関する様々な議論を参考とし
つつ、引き続き各方面の意見を聞きながら、景気の状態等を踏まえ、外形標準課税の早期導入を図ることが適当」
とされています。